

広 情 審 第 14 号  
平成 22 年 5 月 27 日

広 島 市 長 様

広島市情報公開審査会  
会長 佐 伯 祐 二

存否応答拒否決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 21 年 10 月 28 日付け広南管第 261 号で諮問のあったこのことについては、  
別添のとおり答申します。

（諮問第 46 号関係）

# 答 申 書

平成21年10月28日付け広南管第261号で諮問のあった事案（諮問第46号で受理）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

「平成10年9月29日発行の広南管第317号の区域線の証明についての根拠となる書類」及び「平成10年11月30日発行の広南管第416号の回答の根拠となる書類」という公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市長（以下「実施機関」という。）がその存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきです。

## 2 異議申立ての趣旨

平成21年10月21日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年9月3日付けで行った本件開示請求に対し、実施機関が同年9月16日付け広南管第220号で行った存否応答拒否決定（以下「本件拒否決定」という。）の取消しを求めるというものです。

## 3 申立人の主張の要旨

異議申立書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 官民立会いとは官と民とが登記簿、広島市の資料、周りの住民の意見、現場の状況などすべてを検討するもので、申請者と広島市南区建設部管理課とが密室でおこなうものではなく、申請者のプライバシーではない。
- (2) 広島市が平成10年9月29日付け広南管第317号で発行した「区域線の証明について」は、現地での確認行為もない虚偽の内容であり、取り消されるべきである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 公文書の開示にあたっては、原則開示の精神に立つて行わなければならないが、その保有する情報の中に個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、不開示情報として開示しないことが、条例第7条第1号に規定されている。
- (2) また、条例第10条では、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができることと規定されている。
- (3) 今回、存否応答拒否決定について異議申立てがあった情報は、
  - ア 特定の個人から申請があった境界確認に対する区域線の証明の根拠となる書類
  - イ 広島地方裁判所に特定の個人から提訴された境界確定等請求訴訟事件（その後、広島高等裁判所に控訴された境界確定等請求控訴事件）で調査嘱託のあった、境界確定等請求控訴事件に係る調査嘱託事項に対する回答の根拠となる書類である。
- (4) 特定の個人から申請があった境界確認に対する区域線の証明の根拠となる書類は、条例第7条第1号に規定する特定の個人を識別できるものである。また、特定の個人から提訴された境界確定等請求控訴事件に係る調査嘱託事項に対する回答については、訴訟資料として、条例第7条第1号ただし書きの「法令の規定により、何人でも閲覧することができる」とされている情報」に該当することが考えられるが、本件裁判は平成11年に結審しており、事件記録の保存年限(5年間)を既に経過しているため、条例第7条第1号ただし書きに該当しない。
- (5) したがって、これらの公文書の存否を明らかにすることは、特定個人の情報を明らかにすることになるため、条例第10条に規定する存否応答拒否としたものである。

## 5 審査会の判断理由

当審査会としては、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

### (1) 本件対象文書について

ア 本件開示請求は、「平成10年9月29日発行の広南管第317号の区域線の証明についての根拠となる書類」（以下「本件対象公文書1」という。）及び「平成10年11月30日発行の広南管第416号の回答の根拠となる書類」（以下「本件対象公文書2」という。）の開示を求めたものです。

イ 実施機関は、本件対象公文書1及び2の存否を答えることは、特定の個人から境界確認の申請があったか否か、また、特定の個人から境界確定等請求訴訟事件が提訴されたか否かを答えることと同様の結果が生じるもので、条例第7条第1

号本文の不開示情報を開示することとなるとして、本件拒否決定を行っています。  
ウ そこで、本件対象公文書1及び2の存否を答えるだけで、条例第7条第1号本文の不開示情報を開示することになるのかについて検討します。

(2) 条例第7条第1号本文及び条例第10条の該当性について

ア 条例第7条第1号本文には、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。また、広島市情報公開条例の解釈及び運用基準(以下「解釈及び運用基準」という。)によれば、「『他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの』の照合の対象となる『他の情報』としては、マスコミ等で明らかにされた情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる」とされています。

イ そして、条例第10条には、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる」と規定され、解釈及び運用基準には、存否応答拒否決定を行う場合として、たとえば、「特定個人の生活保護記録の開示請求があった場合」が該当するとされています。

ウ 本件開示請求によると、本件対象公文書1は、実施機関から出された区域線の証明(日付及び文書番号によって特定されたもの)の根拠となる書類であるとされています。この本件開示請求書には、本件対象公文書1に関して、氏名等の特定の個人を識別することができる記述はありませんし、本件開示請求書に記載された日付・文書番号と特定の個人を結びつける情報が広く公表され、日付・文書番号だけで一般人が特定の個人を識別することができるような状況もありません。さらに、区域線の証明に関する文書という性質からすれば、本件対象公文書1の存否を答えるだけで、個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められません。

エ 次に、同じく本件開示請求によると、本件対象公文書2は、日付及び実施機関の文書番号で特定された回答の根拠となる書類とされていますが、上記ウと同様に、本件開示請求書自体では特定の個人を識別することができませんし、個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められません。また、実施機関の説明によれば、本件対象公文書2は、境界確定等請求控訴事件に係る裁判所からの調査嘱託に対する回答の根拠となる書類とのことですが、本件開示請求書に記載さ

れた内容には、境界確定等請求控訴事件の事件番号がありませんし、そもそも、裁判所からの調査嘱託に対する回答であると思われる記述もありません。このため、一般人が前記の境界確定等請求控訴事件の訴訟記録を閲覧できる可能性はなく、本件開示請求書に記載された本件対象公文書2の内容を手がかりとして、特定の個人を識別できるものではありません。

エ 申立人及び実施機関の主張を総合すると、申立人は、境界確定等請求訴訟事件の当事者であり、平成10年9月29日付け広南管第317号の文書及び平成10年11月30日付け広南管第416号の文書の写しを所持していたことから、本件開示請求書の記載をすることができたものと考えられ、実施機関は、申立人を基準に、条例第7条第1号本文の「他の情報」が存在すると判断したようです。しかし、条例に基づく公文書開示請求は、何人でも行える客観的な制度である帰結として、請求に対する決定は、何人に対しても同じものである必要があります。たとえば、ある開示請求者が具体的・個人的な事情を了知しているため、公文書の存否に関する情報から個人情報を知り得る結果になるとしても、それだけで、他の一般の開示請求者に対する決定と異なるものを行うことはできません。このように、特定の個人が識別できるかどうかの判断に当たっては、一般人を基準に考えるべきであり、上記アで述べたように、「他の情報」も、一般人が通常入手し得る情報と理解すべきです。

オ 以上のことから、本件対象公文書1及び2の存否に関する情報は、条例第7条第1号本文に該当せず、本件対象公文書1及び2が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することにはならないため、条例第10条の規定に基づき本件拒否決定を行ったことは、妥当ではありません。

(3) 本件拒否決定の理由記載が不十分であることについて

本件拒否決定の通知書の「公文書の存否を明らかにしない理由」は、「広島市情報公開条例第7条第1号が保護しようとしている個人の権利利益を侵害することになるため」と記載されています。しかし、この記載だけでは不十分です。当審査会でも、実施機関の説明書を見なければ、本件拒否決定に至った理由を理解できませんでした。本件対象公文書1であれば、開示請求書の内容に氏名等が記載されているということを前提に、「開示請求された公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に対する区域線の証明及び証明の前提となる特定の個人の申請行為の有無を答えることになり、このことは、条例第7条第1号に規定する個人情報を開示することになるため。」といった程度の記載は必要と考えます。理由記載の不備は、それだけで処分の取消事由となり得ますので、実施機関においては、今後の理由記載に注意していただくよう要望します。

(4) 今後の実施機関の対応について

実施機関が本答申に従った対応をする場合は、異議申立てに対する決定において、

本件拒否決定を取り消した上で、本件対象公文書1及び2が存在するときは、具体的な開示・不開示の判断を行うこととなります。しかし、本件対象公文書1及び2は、上記で述べてきたことからすれば、特定の個人の情報で構成されていることから、不開示となる情報が大部分を占めると考えられることを申し添えます。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
21. 10. 28	広南管第261号の諮問を受理（諮問第46号で受理）
22. 3. 24 （第1回審査会）	審議（諮問第46号の事案の概要説明）
22. 4. 13 （第2回審査会）	審議（異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
22. 4. 28 （第3回審査会）	審議
22. 5. 18 （第4回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	同志社大学司法研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
吉 村 知 子	中国新聞社論説委員